

## NPO 法人 INSIEN 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 INSIEN という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害のある人々の経済的自立を支援し、社会参加の促進と生活の質の向上を図ることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障害者の経済的自立を支援する事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 8 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。  
(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び予算に関する事項
  - (5) 事業報告及び決算に関する事項
  - (6) 役員の選任等に関する事項
  - (7) 入会金及び会費に関する事項
  - (8) 長期借入金に関する事項
  - (9) 事務局の組織等に関する事項
  - (10) その他この法人の運営に関する重要事項
- (開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
- (招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

## 第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 11 章 雑則

(細則)

- 第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |       |
|------|-------|
| 理事長  | 佐々木 伸 |
| 副理事長 | 堀江 一樹 |
| 理事   | 松田 翔吾 |
| 監事   | 大藏 将真 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金

|       |    |         |    |         |
|-------|----|---------|----|---------|
| 正 会 員 | 個人 | 0 円     | 団体 | 0 円     |
| 賛助会員  | 個人 | 3,000 円 | 団体 | 3,000 円 |
  - (2) 年会費

|       |    |     |                  |     |
|-------|----|-----|------------------|-----|
| 正 会 員 | 個人 | 0 円 | 団体               | 0 円 |
| 賛助会員  | 個人 | 1 口 | 10,000 円 (1 口以上) |     |
|       | 団体 | 1 口 | 10,000 円 (1 口以上) |     |

( 設 立 認 証 申 請 用 )

役 員 名 簿

|              |                  |
|--------------|------------------|
| フリガナ         | エヌピーオーハウジン インシーン |
| 特定非営利活動法人の名称 | NPO 法人 INSIEN    |

| 役 名 | フリガナ<br>氏 名        | 住 所 又 は 居 所 | 報酬の有無 | 備 考  |
|-----|--------------------|-------------|-------|------|
| 理事  | ササキ シン<br>佐々木 伸    |             | なし    | 理事長  |
| 理事  | ホリエ カズキ<br>堀江 一樹   |             | なし    | 副理事長 |
| 理事  | マツダ ショウゴ<br>松田 翔吾  |             | なし    |      |
| 監事  | オオクラ ショウマ<br>大藏 将真 |             | なし    |      |
|     |                    |             |       |      |
|     |                    |             |       |      |
|     |                    |             |       |      |
|     |                    |             |       |      |

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。



## 設 立 趣 旨 書

我が国においては、障害のある人々が社会の一員として尊厳をもって生活し、働き、地域で自立して暮らしていくことを支えるための制度や施策が整備されてきました。しかしながら現実には、障害のある人々、とりわけ就労継続支援B型事業所等で働く人々の経済的状況は厳しく、未だ十分な自立を実現するに至っていません。

就労継続支援B型事業所（以下「B型事業所」という。）は、生産活動やその他の活動を通じて、障害者に就労機会を提供し、知識・能力の向上を図ることを目的とする事業所です。利用者は雇用契約を結ばず、労働法上の労働者としての位置づけを持たないため、得られる収入は「工賃」と呼ばれる形で支払われます。しかし、その平均月額厚生労働省の調査（令和5年度）によれば、全国的に見ても約2万3千円程度にとどまり、生活の糧としては極めて不十分な水準です。

このような状況は、障害のある人々の生活の質を低下させるだけでなく、自己肯定感や社会参加意欲をも損なう恐れがあります。また、社会全体としても、障害者の能力や特性を十分に活かさず、多様性を力に変える機会を逸していると言えます。

私たちは、この現状を打破するために、障害のある人々が持つ創造性や感性を活かし、それを社会的な価値に転換する仕組みをつくりたいと考えています。その解決策の一つが、「障害のある人々と企画・開発した商品を販売し、その売上の一部を障害者や事業所に分配する仕組み」です。具体例としては、障害のある人々がデザインしたものをTシャツ等の商品にして販売し、その売上の10%をデザイナー（障害者）に、5%を事業所に分配する仕組みです。これは、単に工賃を増やすことを目的とするのではなく、創作活動を社会に認められる形に変換し、障害者自身が「自分の表現で収入を得られる」という喜びを実感できるようにするものです。

私たちは、これまでもいくつかのB型事業所と連携して、すでに商品を販売し、売上を障害者と事業所に分配してきましたが、まだまだ支援の大きさは不十分だと感じています。今後は、この過程を販促活動としてSNS（ソーシャルネットワークキングサービス）等を通じて広く発信することにより、このような社会的課題があることを多くの人に認知してもらい、障害のある人々の経済的自立を支援する活動の輪をさらに広げていきたいと考えています。

本事業の特徴として、特定の地域や団体に限定されるものではなく、全国のB型事業所や障害のある人々と連携できる開かれた仕組みであるという点にあります。全国各地の障害のある人々が受益者となることが可能です。

NPO法人となることで、B型事業所等との連携もしやすくなり、また公益性のある団体として社会的信用を確立することで、障害のある人々の経済的自立を支援する活動の輪をさらに広げることができます。

この法人の活動を通じて、障害のある人々の経済的自立を支援し、社会参加の促進と生活の質の向上を図ることにより、共生社会の実現を目指してまいります。

令和7年 9月 25日

法人の名称 NPO法人 INSIEN

設立代表者 佐々木 伸

# 令和 7 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 NPO 法人 INSIEN

## 1 事業活動方針

経済的自立の難しい障害者が自分達自身の魅力をより活用することで、経済的に自立した生活を営むことができる社会の実現を目的とし、障害者と就労継続支援 B 型事業所等と連携して、物販活動等を実施することで、障害者の経済的自立を支援する。

## 2 事業内容

特定非営利活動に係る事業

### ① 障害者の経済的自立を支援する事業

- ・内 容 就労継続支援 B 型事業所などで働く障害者と共に企画・開発した商品を販売し、また販促活動等を実施することで、売上の一部を障害者および事業所等関係者に分配することで、障害者の経済的自立を支援する。
- ・日 時 通年
- ・場 所 日本
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 経済的自立支援を必要とする障害者 30 人
- ・支出見込額 1,179,000 円

# 令和 8 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 NPO 法人 INSIEN

## 1 事業活動方針

経済的自立の難しい障害者が自分達自身の魅力をより活用することで、経済的に自立した生活を営むことができる社会の実現を目的とし、障害者と就労継続支援 B 型事業所等と連携して、物販活動等を実施することで、障害者の経済的自立を支援する。

## 2 事業内容

### 特定非営利活動に係る事業

#### ① 障害者の経済的自立を支援する事業

- ・内 容 就労継続支援 B 型事業所などで働く障害者と共に企画・開発した商品を販売し、また販促活動等を実施することで、売上の一部を障害者および事業所等関係者に分配することで、障害者の経済的自立を支援する。
- ・日 時 通年
- ・場 所 日本
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 経済的自立支援を必要とする障害者 100 人
- ・支出見込額 10,680,000 円

# 活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで

法人の名称 NPO法人 INSIEN

(単位:円)

| 科目                 | 金額        |           |           |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| I 経常収益             |           |           |           |
| 1. 受取会費            |           |           |           |
| 正会員受取会費            | 0         |           |           |
| 賛助会員受取会費           | 0         | 0         |           |
| 2. 受取寄附金           |           |           |           |
| 受取寄附金              | 500,000   |           |           |
| 施設等受入評価益           | 0         | 500,000   |           |
| 3. 受取助成金等          |           |           |           |
| 受取民間助成金            | 0         | 0         |           |
| 4. 事業収益            |           |           |           |
| 障害者の経済的自立を支援する事業収益 | 900,000   | 900,000   |           |
| 5. その他収益           |           |           |           |
| 受取利息               | 0         |           |           |
| 雑収益                | 0         | 0         |           |
| 経常収益計              |           |           | 1,400,000 |
| II 経常費用            |           |           |           |
| 1. 事業費             |           |           |           |
| (1) 人件費            |           |           |           |
| 人件費計               | 0         |           |           |
| (2) その他経費          |           |           |           |
| 旅費交通費              | 60,000    |           |           |
| 広告宣伝費              | 450,000   |           |           |
| 支払報酬料              | 135,000   |           |           |
| 販売手数料              | 54,000    |           |           |
| 通信費                | 30,000    |           |           |
| 売上原価               | 450,000   |           |           |
| その他経費計             | 1,179,000 |           |           |
| 事業費計               |           | 1,179,000 |           |
| 2. 管理費             |           |           |           |
| (1) 人件費            |           |           |           |
| 業務委託費              | 600,000   |           |           |
| 人件費計               | 600,000   |           |           |
| (2) その他経費          |           |           |           |
| その他経費計             | 0         |           |           |
| 管理費計               |           | 600,000   |           |
| 経常費用計              |           |           | 1,779,000 |
| 当期経常増減額            |           |           | -379,000  |
| III 経常外収益          |           |           |           |
| 1. 固定資産売却益         |           |           |           |
| 固定資産売却益            | 0         | 0         |           |
| 経常外収益計             |           |           | 0         |
| IV 経常外費用           |           |           |           |
| 1. 過年度損益修正損        |           |           |           |
| 過年度損益修正損           | 0         | 0         |           |
| 経常外費用計             |           |           | 0         |
| 当期正味財産増減額          |           |           | -379,000  |
| 前期繰越正味財産額          |           |           | 0         |
| 次期繰越正味財産額          |           |           | -379,000  |

# 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人の名称 NPO法人 INSIEN

(単位:円)

| 科目                 | 金額         |            |            |
|--------------------|------------|------------|------------|
| I 経常収益             |            |            |            |
| 1. 受取会費            |            |            |            |
| 正会員受取会費            | 0          |            |            |
| 賛助会員受取会費           | 0          | 0          |            |
| 2. 受取寄附金           |            |            |            |
| 受取寄附金              | 1,500,000  |            |            |
| 施設等受入評価益           | 0          | 1,500,000  |            |
| 3. 受取助成金等          |            |            |            |
| 受取民間助成金            | 0          | 0          |            |
| 4. 事業収益            |            |            |            |
| 障害者の経済的自立を支援する事業収益 | 12,000,000 | 12,000,000 |            |
| 5. その他収益           |            |            |            |
| 受取利息               | 0          |            |            |
| 雑収益                | 0          | 0          |            |
| 経常収益計              |            |            | 13,500,000 |
| II 経常費用            |            |            |            |
| 1. 事業費             |            |            |            |
| (1) 人件費            |            |            |            |
| 人件費計               | 0          |            |            |
| (2) その他経費          |            |            |            |
| 旅費交通費              | 240,000    |            |            |
| 広告宣伝費              | 1,800,000  |            |            |
| 支払報酬料              | 1,800,000  |            |            |
| 販売手数料              | 720,000    |            |            |
| 通信費                | 120,000    |            |            |
| 売上原価               | 6,000,000  |            |            |
| その他経費計             | 10,680,000 |            |            |
| 事業費計               |            | 10,680,000 |            |
| 2. 管理費             |            |            |            |
| (1) 人件費            |            |            |            |
| 業務委託費              | 2,400,000  |            |            |
| 人件費計               | 2,400,000  |            |            |
| (2) その他経費          |            |            |            |
| その他経費計             | 0          |            |            |
| 管理費計               |            | 2,400,000  |            |
| 経常費用計              |            |            | 13,080,000 |
| 当期経常増減額            |            |            | 420,000    |
| III 経常外収益          |            |            |            |
| 1. 固定資産売却益         |            |            |            |
| 固定資産売却益            | 0          | 0          |            |
| 経常外収益計             |            |            | 0          |
| IV 経常外費用           |            |            |            |
| 1. 過年度損益修正損        |            |            |            |
| 過年度損益修正損           | 0          | 0          |            |
| 経常外費用計             |            |            | 0          |
| 当期正味財産増減額          |            |            | 420,000    |
| 前期繰越正味財産額          |            |            | -379,000   |
| 次期繰越正味財産額          |            |            | 41,000     |